

平成23年度 事業計画

《基本方針》

1. 健全な会館財政の維持と、安定した管理運営に努めます。
2. 福祉共済事業の教育宣伝活動に務め、加入者の拡大を図ります。
3. 新公益法人制度移行のため、検討委員会を設置し準備を進めます。

I. 会館の財政・管理運営について

(1) 公益事業会計と収益事業会計の区分経理を進め、事業収入と管理経費の適正化を図ります。法人移行に当たっての今後の教育文化事業のあり方を制度検討委員会で方針化します。

(2) 個人情報保護の重要性を踏まえ、法令およびその他の規範に基づき、個人情報適切に取り扱うようにします。会館が管理する会館関係者の範囲については、関係団体との協議を経て見直しを進めます。

(3) 新公益法人改革移行のための「検討委員会」を設置し、平成24年度の移行を目指します。検討委員会の委員の委嘱を継続します。

(4) 会館の安全管理のため、関係機関と連絡を密に行い保守体制を充実します。

会館の今後の改修計画については、法人移行後の事業との関連を見極めながら検討します。改修資金については、積み立てをすすめます。

(5) 「教育会館ニュース」を発行し、会館設立の目的や現状を全教職員に知らせるとともに、教職員の相互扶助の共済事業の推進を図ります。また教育会館ホームページを活用して、情報の開示と発信に努めます。

II. 福祉共済事業について

(1) 会館共済Ⅰ型「遺族生活給付金共済」、Ⅱ型「貯蓄型生涯保障共済」とあわせ、Ⅰ型「医療プラン」「傷害プラン」の加入をすすめ制度の安定をめざします。

今年の9月1日(第27次共済年度)から「介護保障」を開始します。また、平成24年度から改正される「所得税・住民税の生命保険料控除税制改正」にあわせ、「介護医療」の控除制度が適用されるよう検討を進めます。

小中学校には、「医療プラン」子ども契約満期終了にあわせ、「けんこうレスキュー」(個人保険)を紹介し保障の継続をお手伝いします。また子ども保険「わくわくポッケ」をご案内し、ライフプランとしてのラインアップを進めます。

(2) Ⅰ型につけた「入院見舞金」「休職見舞金」「出産祝金」「退職祝金」「満期祝(図書券)」の特別給付制度を継続します。また医療プランの1~4日の「初期入院」特別給付を継続し、1泊2日から保障します。申請期間は事由発生から3年間とします。

特別給付の申請に対しては、「給付審査委員会」を月2回開催し、給付の適正と迅速化を図ります。

また、給付の申請忘れがないよう会館ニュースやホームページにお知らせを掲載するとともに、諸会議等を利用し注意喚起に努めます。

(3) 退職者福祉年金事業は平成24年3月(団体口は6月)終了に向け手続きを進めます。

Ⅲ. 教育文化事業について

(1) 図書寄贈を継続します。寄贈校の選定にあたっては、検討委員会を開催し決定します。

また、3月11日に発生した東日本大震災により学校教育の現場でも混乱が続く状況に対し、学校図書教育の復旧支援として岩手、宮城、福島の3県教育委員会に各100万円を寄贈します。

(2) 県かるた協会の活動に協賛し、児童・生徒のための「小倉百人一首かるた大会」を2月5日に開催します。また月1回の練習会に会場を提供します。

(3) 県下の教職員のため、メンタルヘルス「こころゆったり講座」を8月5日、カムバック「現場復帰支援セミナー」を12月8日に開催します。

(4) 熊本県下の児童・生徒のための『会館寄席(学校寄席)』を12月1日(木)に南関町南関第二小学校で、2日(金)に上天草市上北小学校で開催します。併せて教職員対象の『会館寄席』を12月3日(土)に国際交流会館で開催します。

(5) NPO法人「チャイルドラインくまもと」の子ども電話相談活動を支援します。また、教職員の電話相談室「レモングラス」を継続します。

(6) 教育会館ロビーを活用した「アートのひろば」を継続します。